

**「令和7年度 沖縄県子育て支援パスポート事業管理運営」
業務委託に係る企画提案仕様書**

1 業務内容

(1) 業務目的

県内の子育て世帯が、協賛事業者の店舗又は事業所等で子育て世帯向けサービスを受けられる仕組みをつくり、事業者と行政が協力して子育てしやすい環境を整備することにより、子育て世帯を社会全体で支える機運を盛り上げることを目的としている。

(2) 業務名

沖縄県子育て支援パスポート事業管理運営業務

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日〔予定〕

(4) 提案上限額

事業管理運営費金 2,074,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）

2 業務仕様書

別添「沖縄県子育て支援パスポート事業実施要綱」参照

3 事業概要

本事業は県から委託を受けたものが子育て支援パスポート事務局（以下「事務局」という。）を開設し、次の事務を行う。

(1) 基本業務

店舗および施設からの申込受付、審査、登録業務

協賛事業者への認定ステッカー等の交付

協賛店舗等の更新および廃止業務

情報更新のない店舗への対応

利用者、協賛事業者からの問い合わせ対応

子育て関連イベント情報の調査およびホームページへの掲載

(2) 子育て世帯および県内店舗・施設への本事業の周知・広報

(3) 未登録店舗訪問等による新規登録店舗開拓

(4) 本事業で必要な印刷物の印刷および配布

(5) その他本事業の実施に関し必要な事項

4 事業実績報告書の提出

- (1) 月別実績報告書・業務日誌・問い合わせ対応内容の報告（翌月15日までに提出）
- (2) 年度実績報告書（契約終了時に提出）

領収書や給与明細等、委託費の支払いに関する書類も合わせて提出。

- (3) その他業務に関連し必要と認められるもの

- (4) 提出場所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階
沖縄県こども未来部 子育て支援課

5 委託業務の実施体制

本事業の実施に当たっては、協賛事業者からの相談等に適切に対応できるよう拠点を設け、以下の体制を構築すること。

- (1) 統括コーディネーター 1名

本業務に係る最高責任者として協賛事業者との連絡調整ができ、事業の企画及び実施について進捗管理、県への報告を確実に行うことができる者とする。

- (2) コーディネーター 1名以上

① 統括コーディネーターの業務を補佐するとともに、その他の者の業務に対し助言や指導を行い、状況に応じて対応ができる者とする。

② 協賛事業者との連絡・調整ができる者とする。

③ その他統括コーディネーターの指示する業務を行うこと。

- (3) その他 1名以上

必要に応じて、本業務の遂行に必要な人員を配置すること。

6 概算見積

- (1) 積算の費目については、次のとおりとする。

ア 人件費（実際に業務に従事した者の直接的な作業時間に対する給与、法定福利費等）

イ 直接経費

- ① 活動事業費

事業実施に必要な活動費（活動費・周知・広報費・その他事業促進に要する経費等）

- ② 運営費（事務用品等リース料（パソコンリース料含む。）など）

※ただし、当該業務に要した経費として抽出・特定が困難なものについては、一般管理費（間接経費）として計上すること。

③ 印刷費

- ・チラシ (20,000 部程度)
- ・ポスター (500 部程度)
- ・ステッカー (200 部程度)
- ・カード (25,000 部程度)

ウ 一般管理費 (電気代等、当該業務に要した経費として抽出・特定が困難なもの)

エ 消費税 (各経費は税抜き価格として、別途消費税を併記する。)

※ 各積算費目の単価と内訳を記載すること。

※ この事業を実施するにあたっての一切の費用を記載すること。

(2) 提案にあたっては、2,074,000 円 (消費税及び地方消費税込み) を上限として見積もること。

(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、契約額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

※ 上記金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額と異なる。

7 活動目標、成果指標等

本事業は、県内の子育て世帯が、協賛事業者の店舗又は施設等で子育て世帯向け サービスを受けられる仕組みをつくり、子育て世帯を社会全体で支える機運を盛り上げることを目的として開始したもので、令和 7 年度は、本事業を子育て世帯や県内の店舗・施設へ広く周知すること、及び管理・運営を実施するものである。

事業実施にあたっては、「3 事業概要」に掲げる業務を遂行することを成果目標とし、事業を実施すること。

8 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は沖縄県と協議すること。

9 その他

(1) 本仕様書に記載のある業務内容は、企画提案のために設定したものであり、企画提案書が選定された場合においても提案のあった内容をそのまま実施することを保証するものではなく、また、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

(2) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、諸事情によって、

変更することがある。

(3) 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託事業にあたり、第三者の著作物等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。